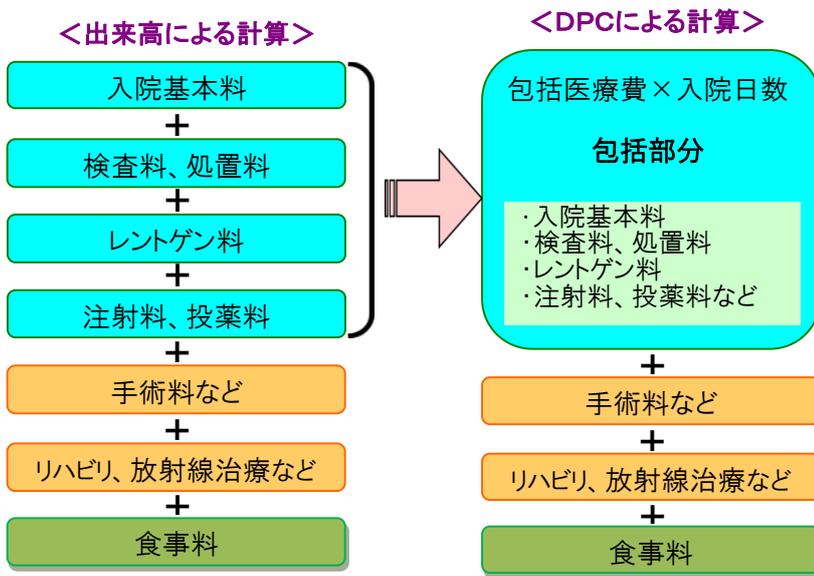


入院医療費の計算方法について

- (1) 当院は、DPC対象病院です。(DPC 医療機関係数: 1.5380)
(基礎係数: 1.0451、機能評価係数Ⅰ: 0.3694、機能評価係数Ⅱ: 0.0904、救急補正係数: 0.0331)
- (2) 入院医療費はDPC方式(「診断群分類別包括評価支払制度」)で計算します。
- (3) DPCとは病名や診療内容ごとに診断群が決定され、これをもとに、医療費の計算(支払)を行います。
- (4) DPC方式では、主に入院基本料、検査、レントゲン、注射、投薬などの標準的に必要とされる診療行為が「包括医療費」に含まれるようになります。
この「包括医療費」と医師の専門的技術料である手術、リハビリ、放射線治療などの「出来高医療費」を合わせたものが、DPC方式による入院医療費になります。
- (5) 歯科入院、労災、お産、交通事故や自由診療の患者さんなどは、DPC方式の対象となりません。



MDC	MDC(主要診断群) 名称
01	神経系疾患
02	眼科系疾患
03	耳鼻咽喉科系疾患
04	呼吸器系疾患
05	循環器系疾患
06	消化器系疾患、肝臓・胆道・膵臓疾患
07	筋骨格系疾患
08	皮膚・皮下組織の疾患
09	乳房の疾患
10	内分泌・栄養・代謝に関する疾患
11	腎・尿路系疾患及び男性生殖器系疾患
12	女性生殖器系疾患及び産褥期疾患・異常妊娠分娩
13	血液・造血器・免疫臓器の疾患
14	新生児疾患、先天性奇形
15	小児疾患
16	外傷・熱傷・中毒
17	精神疾患
18	その他

Q医療費の支払い方法が変わりますか？

Aこれまでと同じで、その月の分を翌月の10日頃にご請求いたします。
退院時は基本的には退院日にご請求いたしますが、一部後日精算になる場合があります。その際には入院申込書の連絡先へ電話連絡させていただきます。

Q高額医療費の扱いはどうなりますか？

A従来と変わりません。

Q自己負担の割合は変わりますか？

A自己負担の割合は、従来の「出来高方式」と変わりません。

QDPC方式になって特に注意する点はありますか？

A治療内容の変更などにより、入院日にさかのぼって計算し直す場合があります。請求額が変わる場合には、後日追加・返金させていただくことになります。

Q公費(指定難病・特定疾患等)の治療を入院で行う場合、支払いはどうなりますか？

A公費(指定難病・特定疾患等)の認定病名に係わる治療については、DPC方式になっても公費が適用されます。

入院医療費についてご不明な点がございましたら、お問い合わせ下さい。